

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社との 包括連携協定締結式および飲料寄贈式を開催しました

6月19日、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社との包括連携協定締結式および飲料寄贈式が行われました。

同社とは、今年3月にさまざまな分野における密接な連携を図るための「包括連携に関する協定」を締結しており、このたび、新型コロナウイルス感染症対策への支援として、ミネラルウォーターや清涼飲料水などの各種飲料が提供されました。

寄贈された飲料は市内の医療機関や介護施設へお届けし、医療や介護の最前線で奮闘されている方々への支援として活用させていただきます。

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線309)



関東営業本部 市川朋弘統括部長(左)と石井市長

差別のない明るい人権尊重社会を目指して

8月は「差別を許さない市民運動推進強調月間」です

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

新型コロナウイルスの感染がまだ収束していません。こうした中、感染した方やその家族、治療に当たった医療機関関係者、海外から帰国した方、外国人などが、差別的な扱いを受けたとの事例も報道されています。

不確かな情報や誤った認識に惑わされて、誤解や偏見に基づく人権侵害につながることをないように、正確な情報(国や県などの公的機関から提供されるもの)を入手するよう努め、冷静な行動をとるようお願いします。



令和元年度 行田市人権
ポスター優秀作品

部落差別のない社会の実現に向けて

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されて4年目となりました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在していることに鑑み、部落差別の解消に関して国および地方公共団体の責務を明らかにした上で、部落差別のない社会を実現することを目的としています。特に情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した新たな差別事象も発生しています。

本市では法律の趣旨を踏まえ、人権啓発、相談事業などを積極的に実施しています。

人権・同和問題地区別研修会について

毎年、全市民を対象に、各地区人権教育推進協議会、公民館、自治会など、さまざまな団体の協力のもと開催し、多くの市民の皆さんに参加いただいておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を中止することとしました。

次年度以降、当該研修会開催の際にはご参加くださいますようお願いいたします。

人権を守るために

本市では、人権リーフレットの配布、市ホームページの活用など、全ての人の人権が守られるよう、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員と連携し、あらゆる機会を通じて啓発活動を行ってまいります。

困ったときは、一人で悩まず、相談してください

- みんなの人権 110番 ☎0570-003-110
- 子どもの人権 110番 ☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ※いずれも月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)
- インターネット人権相談受付窓口「インターネット人権相談」で検索してください。



インターネット
人権相談受付窓口

▶問い合わせ 人権推進課人権同和対策担当(内線221)

特別定額給付金の申請はお済みですか

特別定額給付金は、7月17日時点でおよそ800世帯が未申請となっています。

まだ申請がお済みでない方は、市から送付した通知を確認の上、同封の返信用封筒を使用し、申請してください。※直接市役所窓口への持参はご遠慮ください。

また、既に申請書を提出したにもかかわらず、1カ月以上経っても給付金が振り込まれていないなど、ご不明な場合はお問い合わせください。

▶申請期間 8月31日(月)まで※当日消印有効

▶対象 令和2年4月27日(基準日)に行田市に住民登録のある方

▶支給額 1人10万円(世帯主へ支給)

▶申請方法 市から5月22日に発送した通知に同封の返信用封筒に①～③の書類を入れ、郵便で返送してください。

①特別定額給付金申請書

②申請者本人が確認できる書類の写し
(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証などの写し)

③振込先金融機関口座確認書類の写し(通帳、キャッシュカードなどの写し)

▶問い合わせ 福祉課特別定額給付金担当(内線395)

ひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します。

基本給付

▶支給対象

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
 - ②公的年金等※1を受けていることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方※2で、平成30年中の所得額が児童扶養手当の支給対象水準である方
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当の支給対象水準に下がった方
- ※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
※2 過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります。

▶給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

▶申請手続きおよび支給方法

支給対象	申請	申請に必要な書類	支給方法
上記①に該当する方	不要		8月下旬(予定)に児童扶養手当振込口座へ振り込みます。
上記②に該当する方	必要	<ul style="list-style-type: none"> • ひとり親世帯臨時特別給付金申請書【基本給付】 • 簡易な収入(所得)見込額の申立書 • 戸籍謄本(児童扶養手当の認定を受けている場合は不要) • 申請者の本人確認書類の写し • 受取口座を確認できる書類の写し 	申請内容を確認後、支給要件に該当する方に対し、順次指定口座に振り込みます。
上記③に該当する方			

追加給付

▶給付額 1世帯5万円

▶申請手続きおよび支給方法

支給対象	申請	申請に必要な書類	支給方法
上記①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方	必要	ひとり親世帯臨時特別給付金申請書【追加給付】	申請内容を確認後、支給要件に該当する方に対し、順次指定口座に振り込みます。

▶申請期間 8月3日(月)～令和3年2月26日(金)※早めの申請をお願いします。

▶問い合わせ 子ども未来課給付担当(内線292)



令和2年10月1日に国勢調査を行います